第38期定時株主総会の招集に際しての
電子提供措置事項

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」
「会社の支配に関する基本方針」

- 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」

- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第38期
(2025年９月１日から2026年８月31日まで)

ポエック株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議の内容は、次のとおりです。

①　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）当社は、取締役が法令及び定款を遵守し実践するために行動指針の１つである「コンプライアンス」体制を浸透させるためのコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・マインドの定着と高揚を図っている。

2）当社は、法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するためのグループ各社を対象としたリスク・コンプライアンス規程に従い、運営している。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1）当社は、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）を、法令及び社内規程に基づき保管する。

2）社内情報の管理については、「内部情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に従い、情報のセキュリティ体制を整備する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）当社は、事業活動におけるリスク管理を経営の最重要課題と認識し、「リスク・コンプライアンス規程」に定めた体制作り及び本社における包括的・効率的リスクマネジメントの充実を図る。

2）当社は、防災体制を含む分類されたリスクの特定、評価、制御による管理を実施し、これらの状況を定期的に検証し、リスク管理の実効性を確保する。

3）当社は、リスク管理部門として、管理部が関係部門と連携し、これに当たり、損失の危険のある重大な業務執行行為を発見した時は、取締役会、監査役会に通報する体制を構築する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程に従い、適切な運営を確保し、原則月１回、その他必要に応じて随時開催し、適切な職務執行を実施し、意思疎通を図るとともに、相互の業務執行を監督する。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「行動規範」「リスク・コンプライアンス規程」等を定め、全ての使用人に対し周知徹底する。

2）使用人はリスク・コンプライアンス規程により、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、管理部長に報告するものとする。

3）コンプライアンスに関する報告・相談窓口を設置し、利用者の匿名性を担保するとともに不利益を蒙らない仕組みとする。
4）コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

⑥　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1）当社は、関係会社管理規程を定め、管理部が主体となり、子会社の経営上の重要事項を事前に当社取締役会で報告させ審議したうえで実施することで経営管理を行う。
2）当社は、子会社の業務の適正を確認するための内部監査を実施するとともに、コンプライアンス委員会で教育を実施する。
3）監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、当社グループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
1）監査役の監査の実効性を確保するため、監査役が求めた場合は監査役の職務を補助する使用人を設置する。
2）監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従って監査役業務全体を補佐するものとし、これに必要な知識・能力を有する者を選任する。

⑧　監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、担当取締役は同使用人の人事（異動・評価・懲戒等）について監査役の意見を求める。

⑨　監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮・命令に基づき職務を行うものとし、監査役でない取締役その他の当社グループ役職員からの指揮・命令を受けない。

⑩　当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
1）取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
2）管理部長等は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行う。
3）管理部長は、監査役に対して、内部者通報制度の運用状況につき定期的に報告し、取締役に「当社グループ行動規範」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。
4）当社グループの取締役及び使用人は、法令違反行為等又は著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第監査役に報告する。
5）重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

⑪　報告者等が当該通報・報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

1）当社グループの取締役及び使用人が直接・間接を問わず、監査役に通報・報告をした場合、当該通報・報告を理由として、人事上その他一切の点で不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨当社グループの役職員に周知徹底する。

2）監査役は、通報・報告をした者の異動、人事評価、懲戒等に関し、取締役にその理由の開示・説明を求めることができる。

⑫　監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1）監査役は、その職務の執行に関し、法令で定める費用等を当社に請求することができる。

2）監査役は、その職務の執行に必要と認めるときは、外部専門家を起用することができる。なお、これに要する費用は前記1）によるものとする。

⑬　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

2）監査役は、随時会計システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

3）監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行う。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　コンプライアンスに対する取組み

コンプライアンス意識の徹底を図るべく定期的に研修を実施することとしております。また、上期、下期で実施する各部門に対する内部監査において、法令、定款、社内規程などの遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務が適切に遂行されているかについても確認することとしております。

②　リスクマネジメントに対する取組み

リスクマネジメントにつきましては、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしており、リスクの識別、分類、分析、評価についての定期見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行いました。

③　財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

管理部による業務プロセスの実施者とともにウォークスルーを実施することで、財務報告に係るリスクや対応の見直しを行い、内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性と遵守の教育を実施しました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した監査実施計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「反社会的勢力対応規程」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

② 反社会的勢力排除に向けた体制整備状況

当社は上記の宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力との関係排除に向けた対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

また当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理部と定め、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備し、関係遮断に努めております。

1）対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社グループにおける反社会的勢力への対応等の総括は当社管理部長とし、総括担当部門は当社管理部としております。

2）外部の専門機関との連携状況

所轄警察、顧問弁護士、広島県暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と日頃から連絡を取り、連携を深めております。

3）反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

取引開始にあたって、反社会的勢力と関係性がないかを「日経テレコン」記事検索によって確認し、関連性がないことを確認した上で取引を開始する方法により反社会的勢力との関係を排除することを徹底しております。また、取引先との基本契約書に反社会的勢力排除条項を記載し、契約締結時に反社会的勢力でないことを確認しております。

既存取引先については、年１回定期的に「日経テレコン」記事検索により、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

4）対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力が接触を求めてきた場合の対応とその体制を定め、反社会的勢力との関係を遮断してその被害を未然防止することを目的とする「反社会的勢力との関係排除に向けた対応マニュアル」を制定しております。

5）研修活動の実施状況

当社及び子会社において、反社会的勢力対応規程の内容を周知するとともに、その内容を役職員において常時閲覧することができるようにしております。また、年１回定期的に、全役職員に対して、反社会的勢力に対する基本方針及び反社会的勢力対応規程等を含む反社会的勢力排除に関する研修を行い、役職員への周知徹底を行っております。また、定期的に「コンプライアンス委員会」を開催し、その中で反社会的勢力との関係排除に向けた研修や連絡事項・情報交換を行っております。

会社の支配に関する基本方針

⑴ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループ（当社及びその子会社をいい、以下「当社グループ」といいます。）の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て、企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、市場トレンドを意識しつつ既存事業とのシナジーを創出できるM&Aや、当社グループ各社が密接に連携して事業のクロスセル化を行うことにより市場開拓を進めることで成長するビジネスモデルを持つところにあります。また、このように成長戦略を実行していくなか、継続的なイノベーションや新製品の開発も同時に推進するなどの成長促進を目的とした取組みを行うことにより収益獲得を目指しております。

こうした中、当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

⑵ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2023年７月19日開催の臨時株主総会の決議に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしましたが、本プランは、2025年11月26日開催の第37期定時株主総会の終

結の時をもって、有効期間満了により終了いたしました。

なお、本プラン終了後におきましても、当社株式の大量取得を行おうとする者に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために、必要かつ十分な情報の提供を求め、当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様のご検討のための時間と情報の確保に努めるとともに、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

⑶ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記⑵の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためのものであり、会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。また、当該取組みは、関係法令の許容する範囲内で行うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,694,695	1,552,395	1,249,612	△253,846	4,242,856
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△316,726		△316,726
親会社株主に帰属する当期純利益			764,428		764,428
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	447,702	－	447,702
当連結会計年度末残高	1,694,695	1,552,395	1,697,314	△253,846	4,690,558

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	12,915	12,915	4,255,771
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△316,726
親会社株主に帰属する当期純利益			764,428
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	9,071	9,071	9,071
当連結会計年度変動額合計	9,071	9,071	456,774
当連結会計年度末残高	21,987	21,987	4,712,545

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　９社

・主要な連結子会社の名称　　株式会社三和テスコ
東洋精機産業株式会社
協立電機工業株式会社
株式会社マリンリバー
ＰＢＳ株式会社
コーベックス株式会社
アイエススプリンクラー株式会社
東鉄工株式会社
マルコ電機技術株式会社

当社が2025年10月１日付で設立した子会社であるポエックソリューション株式会社（2026年１月に東鉄工株式会社へ商号変更）は、2026年２月１日付で東鉄工株式会社が運営するバルブ事業及びその付随事業の譲受を実施し、同日より連結の範囲に含めております。

また、マルコ電機技術株式会社については、2026年７月21日に発行済株式の全部を取得したことにより、連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を2026年８月31日としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しております。

⑵　持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数　１社

・主な会社等の名称　　景観技術株式会社

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

ロ．棚卸資産

・商品及び製品、原材料及び貯蔵品、仕掛品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
ただし、船舶用ディーゼルエンジン台板、その他の船舶用関連機器及び各種プラント機器類については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産

定率法を採用しております。
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　３年～50年
機械装置及び運搬具　２年～17年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
・その他の無形固定資産　定額法によっております。

ハ．リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．受注損失引当金　株式会社三和テスコは、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支出に備えて、当社及び一部の連結子会社は役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．環境・エネルギーセグメント

環境・エネルギーセグメントについてはポンプ等の水処理機器の販売・保守と工事並びに溶剤再生装置・洗浄装置及び脱水装置の製造・販売を行っております。商品及び製品の販売については、商品の納品時に商品の支配が顧客に移転すると判断していますが、出荷時から納品時までの期間は、数日間程度の国内配送であることから、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、各社及び仕入先から出荷した時点で収益を認識しております。保守については、役務の提供完了により履行義務が充足されると判断し、役務提供完了時点で収益を認識しております。また、工事並びに溶剤再生装置及び洗浄装置の製造・販売のうち契約金額が一定以上のものについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積り総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき進捗度を測定しております。契約における取引開始日から完全に履行義

務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ．動力・重機等セグメント

動力・重機等セグメントについては、連結子会社３社（株式会社三和テスコ、東洋精機産業株式会社及び東鉄工株式会社）で行う船舶用エンジン台板や精密部品、プラント関連機器及び産業機械部品の受託製造事業並びに高炉向けバルブ等の部品類の設計・製造・販売事業を行っております。株式会社三和テスコの船舶用エンジン台板及びプラント関連機器においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積り総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき進捗度を測定しております。

それ以外については、納品時に支配が顧客に移転すると判断していますが、出荷時から納品時までの期間は数日間程度の国内配送であることから、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、各社から出荷した時点で収益を認識しております。

ハ．防災・安全セグメント

防災・安全セグメントについては主に消防設備の販売と工事を行っております。商品及び製品の販売については、商品の納品時に商品の支配が顧客に移転すると判断していますが、出荷時から納品時までの期間は数日間程度の国内配送であることから、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、当社及び仕入先から出荷した時点で収益を認識しております。また、工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積り総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき進捗度を測定しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑥　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

２．会計上の見積りに関する注記

⑴　一定期間にわたり履行義務が充足される契約に関する収益の認識

①　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高　　2,536,598千円

うち当連結会計年度末において進行中の案件　1,215,192千円

②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度は工事の見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（インプット法）に基づき算定しております。

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくいため、工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識を有する担当者による一定の仮定と判断を伴い不確実性を伴うものであります。

当連結会計年度における上記の収益の認識のために行った工事原価総額の見積りが翌連結会計年度に変更が生じた場合には、当該変更に伴う収益の増加又は減少は翌連結会計年度の連結計算書類に反映されます。

⑵ のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん　　640,638千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合取引により生じたのれんは、今後の事業展開によって期待される既存事業に係る超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しております。

今後の事業展開によって期待される既存事業の超過収益力は、事業計画を基に計算されております。当該事業計画における主要な仮定は、売上高及び営業利益の成長率であります。これらは当社グループが入手可能な情報に基づいた一定の仮定と経営者の判断を伴うものであります。

上記の仮定は経営者の見積りによって決定されますが、買収先の企業が属する業界の事業環境の変化等により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合は翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結計算書類「連結注記表（10．収益認識に関する注記）⑶ ①　契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

⑵ 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,634,828千円
土地	1,626,766千円
投資不動産	807,676千円
計	4,069,272千円

② 担保に係る債務

短期借入金	442,343千円
１年内返済予定の長期借入金	325,056千円
長期借入金	2,633,013千円
計	3,400,412千円

⑶ 有形固定資産の減価償却累計額	4,263,075千円
⑷ 投資不動産の減価償却累計額	52,746千円
⑸ 受取手形及び電子記録債権裏書譲渡高	381,825千円

4．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
富山県下新川郡朝日町	水耕栽培施設	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、特許権等	44,932
富山県下新川郡朝日町	飲食店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品等	16,199
香川県高松市	遊休資産	機械装置及び運搬具	17,121
計			78,252

当社グループは、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性が低下した水耕栽培施設及び飲食店舗並びに今後の使用計画がない遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（78,252千円）として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、他への転用や売却が困難な資産については備忘価額をもって評価しております。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度の期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	4,700,826	－	－	4,700,826

⑵ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月26日 定時株主総会	普通株式	316,726	70	2025年8月31日	2025年11月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年11月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	339,102	75	2026年8月31日	2026年11月27日

⑶ 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債　普通株式　1,563,721株

6．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、発行体の信用リスク及び市場価格等の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に、設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

販売管理規程等の社内規程に従い、営業債権について、主要な取引先及び契約先ごとに期日及び残高を管理するとともに、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金及び社債に係る金利変動リスクについては、財務担当部署が金利動向を注視し金融機関個別に金利の交渉を行うことにより金利変動リスクを軽減しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注）３．参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	80,639	80,639	－
資産計	80,639	80,639	－
長期借入金（注）１	4,323,190	4,237,828	△85,361
転換社債型新株予約権付社債	2,000,000	1,858,546	△141,453
負債計	6,323,190	6,096,375	△226,814

（注）１．１年内返済予定額を含んでおります。

２．現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

３．市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	10,000

非上場株式については、市場価格がないことから「投資有価証券」には含めておりません。

⑶ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区　分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合　計
投資有価証券	48,055	32,584	－	80,639

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区　分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合　計
長期借入金	－	4,237,828	－	4,237,828
転換社債型新株予約権付社債	－	1,858,546	－	1,858,546

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券は取引金融機関から提示された価格を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。いずれもレベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、当該転換社債型新株予約権付社債の元利金を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7．賃貸等不動産に関する注記

⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、広島県、岡山県、東京都等において、賃貸住宅等（駐車場を含む）を所有しております。

2026年８月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は12,447千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

⑵　賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
190,759	793,929	984,688	718,451

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は賃貸用共同住宅の新築等（424,361千円）並びに有形固定資産からの振替（土地347,147千円及び連結子会社の駐車場35,772千円）であり、主な減少額は減価償却費（13,351千円）であります。

３．当連結会計年度末における時価は、主として固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

8．企業結合に関する注記

（子会社による事業譲受）

⑴　企業結合の概要

①　相手先企業の名称及び取得した事業の内容

相手先企業の名称　東鉄工株式会社

取得した事業の内容　高炉向けバルブ等の部品類の設計・OEM製造・販売事業等

②　企業結合を行った主な理由

当社グループは、中長期的な企業価値の向上を目的として、独自性のある技術・製品を有する事業領域への投資・連携を積極的に推進しております。相手先企業は、製鉄所の主要設備である高炉に用いられる高温・高圧対応バルブというニッチな領域における製品設計及びOEM生産に関する高度なノウハウ及び知見を持っていることから、大手製鉄会社を始めとする優良顧客基盤を有しているとともに、同領域における高いシェアとそれに基づく頑健な収益源を確立しております。一方で、2050年頃にかけて、製鉄所は高炉から電炉への転換が徐々に起きるとされる中でも、修繕等で一定数の高炉を維持することが社会的に求められているところ、相手先企業はバルブ事業に係る経営及び技術の承継に課題を抱えておりました。

今般、当該事業譲受を実施することにより、ニッチトップの事業を当社グループのポートフォリオに組み入れることができ、収益基盤が強化されるのみならず、相手先企業の抱える経営及び技術の承

継の課題解決を図ることで、バルブ事業、ひいては高炉の安定的存続という社会的意義のある役割を果たせるものと考え、当該事業譲受の実行を判断いたしました。なお、当社の連結子会社である株式会社三和テスコは、高温・高圧条件下の装置設計及び製造に強みを持ち、また、過去に相手先企業から製造委託を受注した実績もある等、バルブ事業に関する一定の知見を有していることから、将来的なシナジー効果も期待しております。

③ 企業結合日
2026年２月１日

④ 企業結合の法的形式
当社の連結子会社（2025年10月１日付で設立したポエックソリューション株式会社。2026年１月に東鉄工株式会社へ商号変更）を譲受会社とする、現金を対価とする事業譲受

⑤ 結合後企業の名称
東鉄工株式会社（当社の連結子会社）

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社の連結子会社が現金を対価として事業を譲り受けたことによるものです。

⑵ 当連結会計年度に連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間
2026年２月１日から2026年８月31日まで

⑶ 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	15,000千円
取得原価		15,000千円

⑷ 主な取得関連費用の内訳及び金額

弁護士費用等	1,528千円

⑸ 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

① 発生した負ののれん発生益の金額
38,658千円

② 発生原因
受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

⑹ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	166,477千円
固定資産	4,781千円
資産合計	171,258千円
流動負債	96,477千円
固定負債	21,123千円
負債合計	117,600千円

(取得による企業結合)

⑴　企業結合の概要

①　被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　マルコ電機技術株式会社

事業の内容　　受変電設備に関する現地調整試験・改造業務、リレー試験・部品交換等のメンテナンス業務

②　企業結合を行った主な理由

マルコ電機技術株式会社を子会社化することにより、相互のシナジー効果を発揮し、当社グループの経営戦略をさらに強化し、企業価値の向上を図るためであります。

③　企業結合日

2026年７月21日（みなし取得日　2026年８月31日）

④　企業結合の法的形式

株式取得

⑤　結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑥　取得した議決権比率

100％

⑦　取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

⑵　当連結会計年度に連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

被取得企業の業績は含まれておりません。

⑶　被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	553,700千円
取得原価		553,700千円

⑷　主な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリー費用等　　29,000千円

⑸　発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①　発生したのれんの金額

204,035千円

なお、のれんの金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

②　発生原因

将来期待される超過収益力から発生したものであります。

③　償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

⑹ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	307,463千円
固定資産	117,570千円
資産合計	425,033千円
流動負債	40,293千円
固定負債	35,075千円
負債合計	75,368千円

9．1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額 1,042円29銭

⑵ 1株当たり当期純利益 169円01銭

10. 収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	環境・エネルギー	動力・重機等	防災・安全	
商品	2,371,535	－	157,299	2,528,834
製品	993,623	4,069,547	544,485	5,607,655
工事及び修理	1,993,879	－	194,236	2,188,115
顧客との契約から生じる収益	5,359,037	4,069,547	896,020	10,324,605
外部顧客への売上高	5,359,037	4,069,547	896,020	10,324,605

⑵ 収益を理解するための基礎となる情報

「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 ⑷ 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に工事において、進捗度に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。

契約負債は、主に工事における顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	256,539
売掛金	1,033,241
電子記録債権	336,916
	1,626,697
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	2,582
売掛金	935,767
電子記録債権	296,453
	1,234,803
契約資産（期首残高）	1,162,389
契約資産（期末残高）	1,025,791
契約負債（期首残高）	136,886
契約負債（期末残高）	96,332

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、136,886千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がありません。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,694,695	1,552,395	1,552,395	737,488	737,488	△253,846	3,730,731
当期変動額							
剰余金の配当				△316,726	△316,726		△316,726
当期純利益				207,143	207,143		207,143
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	△109,582	△109,582	－	△109,582
当期末残高	1,694,695	1,552,395	1,552,395	627,905	627,905	△253,846	3,621,149

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,033	1,033	3,731,765
当期変動額			
剰余金の配当			△316,726
当期純利益			207,143
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,074	△1,074	△1,074
当期変動額合計	△1,074	△1,074	△110,657
当期末残高	△40	△40	3,621,108

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②　棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	8 ～50年
構築物	4 ～20年
機械及び装置	7 ～17年
車両運搬具	4 ～ 6年
工具、器具及び備品	3 ～10年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退任時の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑷ 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なセグメントにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．環境・エネルギーセグメント

環境・エネルギーセグメントについてはポンプ等の水処理機器の販売・保守と工事を行っております。商品及び製品の販売については、商品の納品時に商品の支配が顧客に移転すると判断していますが、出荷時から納品時までの期間は数日間程度の国内配送であることから、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、当社及び仕入先から出荷した時点で収益を認識しております。保守については、役務の提供完了により履行義務が充足されると判断し、役務提供完了時点で収益を認識しております。また、工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積り総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき進捗度を測定しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ．防災・安全セグメント

防災・安全セグメントについては主に消防設備の販売と工事を行っております。商品及び製品の販売については、商品の納品時に商品の支配が顧客に移転すると判断していますが、出荷時から納品時までの期間は数日間程度の国内配送であることから、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、当社及び仕入先から出荷した時点で収益を認識しております。また、工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積り総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき進捗度を測定しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2．会計上の見積りに関する注記

⑴ 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式　2,672,514千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の評価については、関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下したときは、関係会社の事業計画を勘案したうえで、回復可能性が十分な根拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を実施し、評価差額は当期の損失として処理することとしております。

実質価額の見積りには関係会社の将来の事業計画を用いており、当該事業計画の主要な仮定は売上高及び営業利益の成長率であります。これらは当社グループが入手可能な情報に基づいた一定の仮定と経営者

の判断を伴うものであります。
　上記の仮定は経営者の見積りによって決定されますが、関係会社が属する業界の事業環境の変化等により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合は翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

建物	18,036千円
土地	76,507千円
投資不動産	761,432千円
計	855,976千円

②　担保に係る債務

短期借入金	300,510千円
１年内返済予定の長期借入金	77,435千円
長期借入金	482,055千円
計	860,000千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額	382,874千円
⑶　投資不動産の減価償却累計額	47,360千円
⑷　保証債務等	
株式会社三和テスコ	1,407,844千円
東洋精機産業株式会社	464,679千円
アイエススプリンクラー株式会社	80,841千円
ＰＢＳ株式会社	8,838千円
⑸　受取手形及び電子記録債権裏書譲渡高	380,257千円
⑹　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
①　短期金銭債権	493,723千円
②　短期金銭債務	12,920千円
③　長期金銭債権	30,556千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	
売上高	132,675千円
売上原価	132,017千円
営業取引以外の取引高	419,080千円

減損損失

当事業年度において、水耕栽培施設（富山県下新川郡朝日町）の構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、特許権等について、収益性の低下により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（42,779千円）として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額をもって評価しております。

関係会社株式評価損

関係会社株式評価損173,454千円は、連結子会社であるＰＢＳ株式会社の株式に係るものであります。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	179,466株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式	101,419千円
投資有価証券	31,554千円
退職給付引当金	18,162千円
譲渡制限付株式報酬	16,263千円
減損損失	13,413千円
貸倒引当金	9,257千円
税務上の繰越欠損金	7,728千円
未払事業税	4,209千円
賞与引当金	4,098千円
棚卸資産評価損	3,147千円
役員退職慰労引当金	2,028千円
減価償却超過額	14千円
その他	1,283千円
繰延税金資産小計	212,582千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－千円
評価性引当額	△150,825千円
繰延税金資産合計	61,756千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産の純額	61,756千円

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：千円）

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	㈱三和テスコ	所有 直接 100%	役員の兼務 債務保証 担保の被提供 資金の援助	債務保証（注）1	1,407,844	－	－
				当社の銀行借入に対する土地、建物の担保提供（注）2	152,000	－	－
				資金の貸付（注）3	200,000	その他の流動資産	5,268
				資金の回収	205,268	その他の固定資産	10,556
				利息の受取（注）3	1,062	未収入金	－
	東洋精機産業㈱	所有 直接 100%	役員の兼務 債務保証	債務保証（注）1	464,679	－	－
	コーベックス㈱	所有 直接 100%	役員の兼務 資金の援助	資金の貸付（注）3	280,000	短期貸付金	200,000
				資金の回収	80,000		
				利息の受取（注）3	1,568	未収入金	1,270

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。

2．当社の銀行借入に対して、担保が提供されているものであります。取引金額は、担保に対応する債務の期末残高を記載しております。

3．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　800円89銭

⑵　1株当たり当期純利益　45円80銭

9．収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
会社計算規則第115条の２第３項の定めに従って注記を省略しております。

⑵ 収益を理解するための基礎となる情報
「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑷ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶ 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
会社計算規則第115条の２第３項の定めに従って注記を省略しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。